

平成 31 年 2 月 3 日

## 鹿児島県垂水市で起きた児童扶養手当違法差押事件

滞納処分対策全国会議事務局次長  
仲道宗弘(司法書士)

### 1 事件のあらまし(西日本新聞平成 30 年 3 月 3 日より)

鹿児島県垂水市が昨年(平成 29 年)8 月、国民健康保険税の滞納対策として、母子家庭 2 世帯の銀行口座に入金されたばかりの児童扶養手当を差し押さえていたことが分かった。こうした措置は違法判決が確定している。市は「何度も督促したが一度も連絡がなく、相談に来てもらうためだった」と釈明。児童関連手当の差し押さえをしないようにする。

市によると、昨年 8 月 10 日、国保税を滞納していた 30 代女性 2 人の銀行口座に振り込まれた直後の児童扶養手当約 5 万 5 千円と、約 23 万円を差し押さえた。2 人が市役所を訪れ、国保税を分割して納める約束をしたため全額返金した。

市は「2 人が相談に来れば返すつもりだった」と話した。当時、1 人は失業していた。同様の差押えは滞納税の徴収強化を始めた 2014 年度から数十件あるという。

児童扶養手当や児童手当は子育てに影響が出るため、法律で差し押さえが禁じられている。一方で「差し押さえが禁止されているものでも、口座に入れば預金となり、禁止の属性は失われる」とした最高裁判決(1998 年)があり、口座に入れば差し押さえできると解釈されていた。

これに対し、2013 年の広島高裁松江支部判決は、鳥取市の男性の銀行口座に振り込まれた児童手当を 9 分後に差し押さえた鳥取県の措置について「実質的に児童手当を受ける権利を差し押さえたものと変わらず、違法」と判断した。

判決は確定し、総務省は「支給された手当が使えなくなるような差押えは控えるべきだ」と都道府県に通知。鹿児島県は市町村に、滞納者の事情を把握して対応するように説明していた。

鳥取県の訴訟を担当した勝俣彰仁弁護士(大阪)は「児童手当の口座入金後の差し押さえは脱法行為で認められない。垂水市のケースは氷山の一角だろう。行政は手当の趣旨を理解し、法を順守してほしい」と話している。

### 2 調査結果 I (平成 30 年 8 月 23 日「鹿児島市生活と健康を守る会」にて)

(1) 平成 30 年 8 月 23 日、まず午前 10 時 30 分過ぎに「鹿児島市生活と健康を守る会」を訪れ、代表の祝迫かつ子氏から今回の事件内容について聞き取るとともに、資料の提供を受けた。祝迫氏ら「鹿児島市生活と健康を守る会」の会員のみなさんは、平成 30 年 1 月 16 日に垂水市税務課を訪問し、課長以下、職員たちと懇談を行った。その際、今回の事件について質し、市側からおおむね次の通りの回答を得ている。

①差押実施前に滞納者に対してどのように通知していたか。

(回答)法律上必要とされる督促状(地税法 329 条、同 371 条、同 726 条ほか)を出した後に、もういちど催告書を出す。それでも納付がない場合や来庁しない場合には差押えをする。滞納者の自宅を訪問したり、電話をかけて督促することはしない。

②財産調査はどのように行ったか。

(回答)財産調査は、地方税法が準用する国税徴収法の規定に則って行った、とのこと。

③児童手当や児童扶養手当の差押えが違法であることは承知していたか。また、8月10日が児童扶養手当の支給日であることはいつ、どのようにして把握していたのか。

(回答)児童手当や児童扶養手当の差押えが違法であることは当然知っていた。8月10日が児童扶養手当の支給日であることは滞納者が母子世帯であることから容易に想像できた(当然ながら、市側はこの2世帯に児童扶養手当を支給する立場にあるから、受給していることは知っていたはず)。

④差押禁止財産であることを承知していたとすれば、なぜ差し押されたのか。

(回答)児童扶養手当それ自体は差押禁止であっても、銀行口座に振り込まれれば差押えができると考えていた。

⑤最高裁平成10年2月10日判決をどのように捉えていたか。また、この判例をもとに差押えできると考えたのはいかなる理由か。

(回答)最高裁判所平成10年2月10日判決は、差押えが禁止される財産であっても、銀行口座に振り込まれた財産については差押禁止の属性を承継しないため、これを差し押さえても違法ではないことを示した判決だと理解している。そのため、児童扶養手当が滞納者の口座に振り込まれた以上、これを差し押さえることは銀行預金の差押えと同じく、許されると考えていた。

⑥平成25年11月27日広島高裁松江支部判決(鳥取県が滞納者の銀行口座に振り込まれた児童手当を9分後に差し押された事件)については知っていたのか。知っていたとすれば、なぜ今回、振込み直後に差押えに及んだのか。

(回答)広島高裁松江支部判決については知っていた。しかし、強く認識していなかった。

⑦今回の児童扶養手当の差押えについて、垂水市としてどこに問題があったと考えているか。

(回答)滞納者に督促したが連絡がないので、相談に来てもらうために差し押されたことは認める。来庁してもらえばすぐに解除して差し押された金額を返すつもりだった。生活を困窮させる意図はなかったが、困窮させるおそれを抱かせたことは申し訳なかった。

⑧今回の事件を受けて、垂水市では今後いかなる取り組みを行う予定か。例えば差押えに関するマニュアルを策定する予定はあるか。

(回答)今後検討する。

(2)その後の市の対応 ~『垂水市滞納整理マニュアル』の策定

祝迫氏らとの懇談後、垂水市税務課は、平成30年3月、職員向けに『垂水市滞納整理マ

ニュアル』を作成している。今回の事件を受けて、今後、違法な滞納処分が起きないように配慮して作成したものであると市側は説明している。

祝迫氏によれば、この『垂水市滞納整理マニュアル』は、他の自治体（おそらく東京都）で使用されているものを参考に急遽作成したものであるという。

そして、この『垂水市滞納整理マニュアル』の「8 差押え(7)差押禁止財産」(P22)には、以下の通りの記載がある。

「なお、上記(4)②で入金された預金債権について、下記財産はその属性が留まるとして差押えが禁止されているので、注意されたい。」

- ・児童扶養手当（児童扶養手当法第 24 条）
- ・児童手当（児童手当法第 15 条）

すなわちこのマニュアルによれば、給与や年金、あるいは他の差押禁止財産が銀行口座に降り込まれた場合には、即時にこれを差し押さえることが許されることになる。こういった記載ひとつを見ても、市側が姿勢を大きく改めたとは考えられない、と祝迫氏は話していた。

（なお市は、この『垂水市滞納整理マニュアル』は非公開にしてほしい、とのことだった）

### 3 調査結果Ⅱ（平成 30 年 8 月 23 日 垂水市役所税務課にて）

(1)同じく 8 月 23 日、午後 2 時に垂水市役所税務課を訪問し、税務課長・港裕幸氏に対して、今回の事件の概要とその後の市の対応について聴取した。

なお、事前(8 月中旬)に垂水市役所税務課に電話連絡して、今回の調査について協力を求めた際には、「新聞で報道されている通りであります。それ以上お話しすることはありません」と協力を拒絶された。それでも調査目的を丁寧に説明し、単に貴市を糾弾するために調査するのではないと繰り返すと、やっと「9 月議会の準備で忙しいので、ほんの数十分しか時間が取れませんが、それでも構わなければ応じます」との回答を得られたものである。そのため、調査時間は午後 2 時から 30 分程度であった。

(2)垂水市は、鹿児島県の大隅半島の北西部、鹿児島市から桜島を挟んで東側向かいの場所に位置する。人口は 15,000 人足らず。ここ数年特に人口が減少し、過疎化が進んでいる市である。

この垂水市で、滞納処分が強化されたのは平成 26 年度からである。例えば、その前年である平成 25 年度の国民健康保険税の滞納世帯は 218 に対して差押え件数は 84 件に過ぎなかつたが、平成 26 年度になると滞納世帯数 211 に対して差押え件数は 358 件と、前年から 4 倍以上に跳ね上がっている。差押財産の総額に至っては、6,364,082 円から 132,204,617 円と、20 倍以上の増加である。（大阪社会保障推進協議会の調査による）

そこで、なぜ平成 26 年から滞納処分が大幅に増加したのか、今回の事件に限らず滞納処分

に至るまで通常どのような手順を踏むのか、今回の「垂水市滞納整理マニュアル」の作成に至る経緯、その他を港課長に尋ねてみた。回答は以下のとおりである。

①なぜ平成 26 年から滞納処分が大幅に増加したのか

(回答)その前年である平成 25 年度に、市税の収税率が県内の全市の中で最下位になってしまった。人口も減少する中、多くの職員が市財政に危機感を感じたため、市をあげて滞納処分を強化する方向になった。

②滞納処分に至るまで、滞納者に対してどの程度督促や催告をするのか

(回答)法で定められた督促状を出した後は、催告書を出す。原則として滞納者の自宅訪問や電話での催告はしない。小さな市役所で職員の数も少ない。自宅訪問や電話をかけるまでの人員がいないのは理解してほしい。

③「垂水市滞納整理マニュアル」を作成した経緯を教えてほしい

(回答)今回の事件を受けて、適法な手続きを取ることを職員に徹底させなければいけない思い、前課長を中心に作成したと聞いている。あくまで職員向けなので、市民に公開することはない。

④「垂水市滞納整理マニュアル」には、預金債権であっても差押えが禁止されている財産として、児童扶養手当と児童手当しか記載されていない。給与や年金について、振込み直後に差し押さえるのは適法と考えるかどうか、見解を問いたい。

(回答)その質問には回答しかねる。

⑤今年(平成30年)の 1 月と 2 月に、前橋地裁で相次いで前橋市が行った差押えを違法と判断した判決が出たが、知っているか。

(回答)知らない。資料としてご提供いただければありがたい。

⑥滞納に至るのは雇い止めや多重債務、養育費不払いといった要因もある。例えば法律専門家と連携して滞納の要因を解決しつつ納税に至る道を探るといった方法も考えられる。もっぱら滞納処分のみに依って滞納を解消するのは疑問に思うがどうか。

(回答)そういう要因を抱えていれば迷わず市役所に来て相談してほしい。そうすればわれわれも事情を汲んで分納に応じる。問題なのは催告しても相談に来ない住民の方だ。そういう方は自ら法律専門家に相談に行くこともないだろう。そうであれば差押えをするしかない。市役所に呼び出すためというわけではなく、税の公平性から差押えはやむを得ない。法律専門家らとの連携は個人的には検討してもいいと思うが、どの程度効果があるのかはわからない。

(3)限られた時間だったので、税務課長には上記の事項しか聴取できなかった。もっとも回答は予想通りで、特に「市役所に相談に来なければ差押えはやむを得ない、差押えによって税の公平性を保たなければならない」との科白は垂水市に限らず差押え件数の多い自治体担当職員のいわば常套句である。問題なのは差押えばかりを優先することで、滞納に至った住民が自ら相談に行くことを躊躇するような雰囲気が市役所に溢れることであり、それが却って住民の福祉の増進という地方自治の目的を損なう結果になりかねないことがある。

#### 4 最後に

垂水市納税課窓口に置かれていた市民向けのパンフレット『平成 30 年度垂水市納税のしおり』から「納税・滞納処分 Q&A」を抜粋する。ここに記載された内容がこの市の徵税に関する姿勢を端的に示している。ぜひお読みいただきたい。唚然とする内容である。

以上

納付、充当、更正の取消しその他の理由により、差押えに係る徴収金の全額が消滅したとき（国税徴収法第79条第1項第1号）。

滞納処分の停止をしたとき（地方税法第15条の7第3項）。

② 差押えを解除することができる場合

差押えに係る地方団体の徴収金の一部の納付、充当、更正の一部取消し、差押財産の値上がりその他の理由により、その価格が差押えに係る地方団体の徴収金及びこれに先立つ他の租税、債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき（国税徴収法第79条第2項第1号）。

滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押されたとき（国税徴収法第79条第2項第2号）。

（6）差押えの解除の手続

差押えの解除は、その旨を滞納者に書面で通知することで行う。ただし、債権と第三債務者等のある無体財産権等の差押えの解除は、その旨を第三債務者に通知する（国税徴収法第80条第1項）。債権等の差押えを解除した場合は、滞納者へ通知する（国税徴収法第80条第2項第2号）。

また、質権者等及び交付要求（参加差押えを含む）をしている者に、差押えを解除した旨等を通知する（国税徴収法第81条）。占有している財産があるときは、その財産を返還する。不動産その他の差押えの登記をした財産の差押えを解除したときは、その登記の抹消を関係機関に嘱託する。

（7）差押禁止財産

国税徴収法第75条から第78条は、差押禁止財産を規定している。

なお、上記（4）②で入金された預金債権について、下記財産はその属性が留まるとして差押えが禁止されているので、注意されたい。

- ・ 児童扶養手当（児童扶養手当法第24条）
- ・ 児童手当（児童手当法第15条）

参考法令

【児童扶養手当法第24条】

手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

【児童手当法第15条】

児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

# 納税・滞納処分Q & A

問い合わせ先 管理収納係

現在、市では納税の公平性を保つために、滞納処分を強化し滞納者に対して厳しい態度で臨んでいることから、納税や滞納処分について、下のような質問があります。

Q1

Answer

借金があるから税金を支払えない・・・。

個人債務より税金を先に納付しなければなりません。

法律によって、税金はすべての借金などに優先されます。

(地方税法第14条 地方税優先の原則)

Q2

Answer

税金を滞納して何か損するの・・・？

税金を滞納すると、下のようなことが考えられます(これらは一部です)。

- 各種申請などに必要な「滞納がない証明書」が発行されません。
- 財産調査が行われ、お勤め先や金融機関などに滞納している事実が知られるとともに、事務処理などで迷惑をかけることになります。
- 滞納処分により、あなたの大切な財産や社会的信用を失う恐れがあります。

Q3

Answer

滞納処分の前に自宅訪問はしないの・・・？

滞納処分を行うにあたり、自宅訪問して納税を催告する行政サービスは行いません。税金は納期内に自主納付することが大原則です。

督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、滞納処分の対象となります。また、滞納処分を行うまでには、必ず事前に督促状が送付されています。

これらの通知には、「滞納金額の納付期限」や「納税相談の要請」などの重要事項が記載されています。故意に通知の内容を確認しない、または、確認しても対応せずに滞納が続いた場合、滞納処分を行います。

Q4

Answer

少額の滞納でも滞納処分するの・・・？

督促状発送後も納付がない場合、金額の大小に関わらず、滞納処分を行います。「少額の滞納だから、差押えされないはず・・・」というようなお考えはおやめください。

Q5

### 少しづつ支払っているけど、滞納処分するの・・・？

Answer



税金は少しづつ支払うものではありません。納期内に納付されている人が多  
数おりますので、滞納処分は必ず行います。

Q6

### 滞納処分は少しでも納付すれば解除になるの・・・？

Answer



滞納処分後に滞納金額の一部を納付しても、解除できません。

延滞金を含む滞納金額を完納するまで滞納処分は継続されます。

Q7

### 本人の許可なく、勝手に会社へ連絡された。

### プライバシーの侵害にならないの・・・？

Answer



税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき、徴税吏員はすべての財  
産に対して調査をすることとなります。

調査を受ける勤め先や金融機関などは協力しなければなりません。

また、これらの財産調査について、個人情報保護法には一切違反しません。

Q8

### 本税・督促手数料を全額支払うから、延滞金を免除してほしい。

Answer



延滞金は、地方税法に基づき、納期限の翌日から1月を経過する期間は年  
7.3%（ただし、租税特別措置法の規定に基づき、平成30年中は2.6%）の割合  
で計算されます。

また、1月後からは、年14.6%（平成30年中は8.9%）の割合で計算されます。

納期内に納付されている人との公平性を保つために、延滞金は必ず徴収し  
ます。

Q9

### 仕事の都合で納付や相談に行くことができません。

Answer



納税相談については、事前に連絡をしていただければ、時間外であっても対  
応できる場合があります。

また、納付については、毎週木曜日に午後7時まで夜間窓口を開放していま  
す。なお、ご自身で納付する時間が無い方は口座振替をご利用ください。